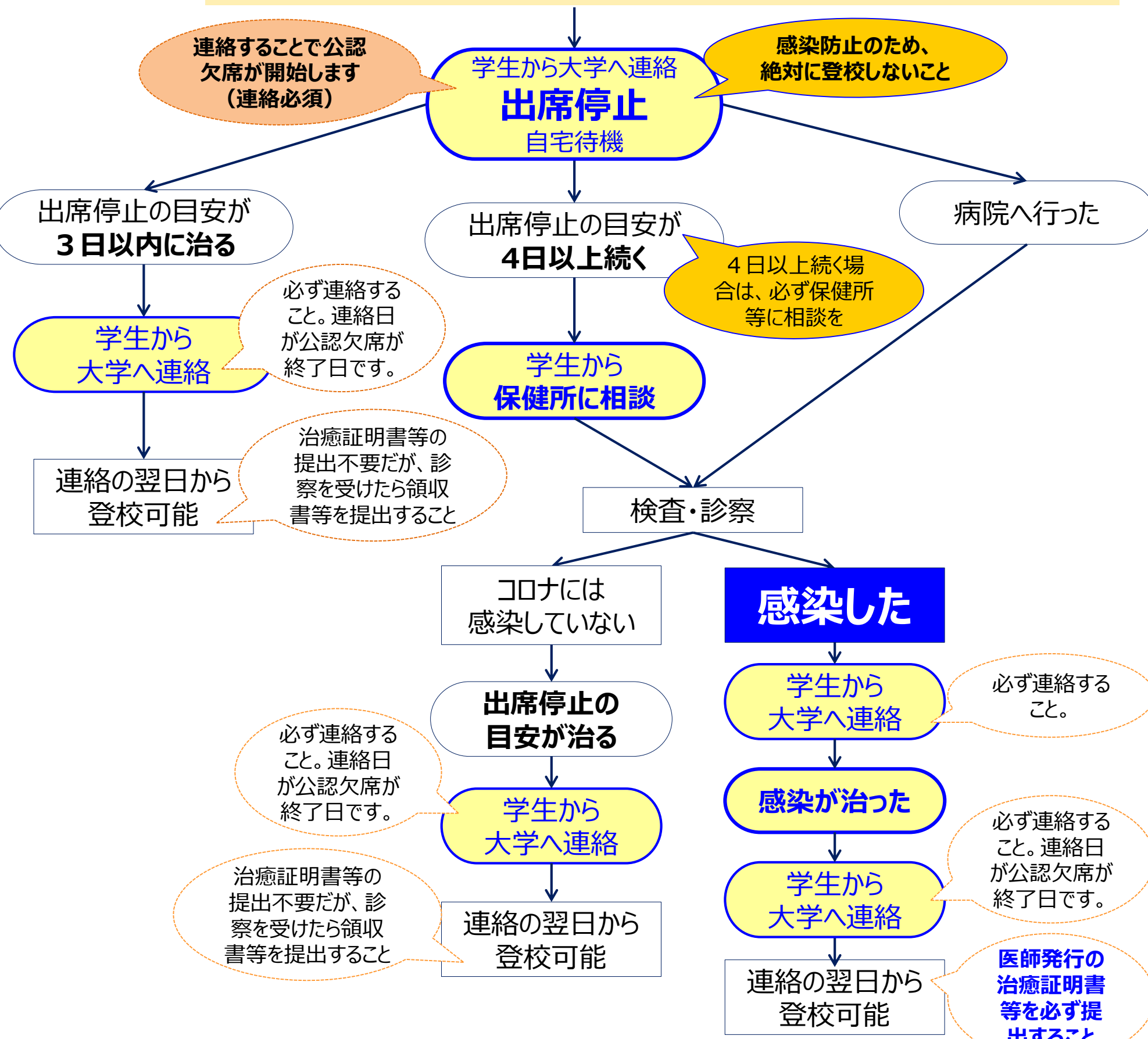


①新型コロナウイルス感染症に感染・疑わしいときは公欠扱いで出席停止です

出席停止の目安

* 右のいずれかに該当または新型コロナウイルスに感染したとき

- ①. 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ②. 重症化しやすい方（基礎疾患等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- ③. 上記①・②以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず保健所や医療機関に相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）。
- ④. 吐き気、嘔吐、下痢の症状がある。
- ⑤. 味覚異常がある（食べ物の味や香りを感じない）。



感染の疑いのあるときは出席停止の目安の症状が治るまで、感染のときは治るまで、登校できません

大学への連絡は、学生支援センターにしてください。状況等を確認します。
なお、**事前事後の連絡がない場合は、公認欠席の対象とはなりません**ので注意してください

■ 公認欠席は、学生支援センターでの手続きが必要です。公認欠席の事務取り扱いについては、通常通り行ないます。出席停止により欠席した授業等については、レポート、追試験等の代替措置を講じるなど、授業担当者による適切な配慮、補填を行います。

■ 出席停止期間について
 開始日：症状が出て欠席し始めた日から（休み始める当日までに学生支援センターへ連絡していること）
 新型コロナウイルスに感染した場合の終了日：治癒するまで出席停止（登校には、登校可能な日が書かれた診断書、または治癒証明書が必要）
 新型コロナウイルス等感染症でなかった場合の終了日：すべての症状が治まって登校する前日

連絡先：〔学生支援センター〕 受付：月曜日～金曜日 10：00～13：00 TEL.072-956-9956 email gakusei@shitennoji.ac.jp

保健所の連絡先



保健所管轄区域案内
(厚生労働省)

②新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になったときは公欠扱いで出席停止です



濃厚接触とは

- ① 世帯内接触者：「患者」と同一住所に居住する者
- ② 世帯内以外で、「患者」と接触のあった者：発症の2日前から1メートル以内で15分以上その患者と接触した人で、必要な感染予防策なしで接触があった者 など

連絡することで公認
欠席が開始します
(連絡必須)

保健所から濃厚接
触者だとの連絡

感染防止のため、
絶対に登校しないこと

学生から大学へ連絡
出席停止
自宅待機

保健所による健康観察
が行なわれます

コロナには
感染していない

必ず連絡する
こと。連絡日
が公認欠席が
終了日です。

学生から
大学へ連絡

連絡の翌日から
登校可能

治癒証明書等の
提出不要だが、診
察を受けたら領収
書等を提出すること

感染の疑い

検査・診察

コロナには
感染していない

学生から
大学へ連絡

連絡の翌日から
登校可能

必ず連絡する
こと。連絡日
が公認欠席が
終了日です。

治癒証明書等の
提出不要だが、診
察を受けたら領収
書等を提出すること

感染した

学生から
大学へ連絡

感染が治った

学生から
大学へ連絡

連絡の翌日から
登校可能

必ず連絡する
こと。連絡日
が公認欠席が
終了日です。

医師発行の
治癒証明書
等を必ず提
出すること

**濃厚接触者のときは保健所の健康観察で感染していないと分かるまで、
感染のときは治るまで、登校できません**

大学への連絡は、学生支援センターにしてください。状況等を確認します。
なお、**事前事後の連絡がない場合は、公認欠席の対象とはなりません**ので注意してください

■公認欠席は、学生支援センターでの手続きが必要です。公認欠席の事務取り扱いについては、通常通り行ないません。出席停止により欠席した授業等については、レポート、追試験等の代替措置を講じるなど、授業担当者による適切な配慮、補填を行います。

■出席停止期間について

開始日：症状が出て欠席し始めた日から（休み始める当日までに学生支援センターへ連絡していること）

新型コロナウイルスに感染した場合の終了日：治癒するまで出席停止（登校には、登校可能な日が書かれた診断書、または治癒証明書が必要）

新型コロナウイルス等感染症でなかった場合の終了日：すべての症状が治まって登校する前日

連絡先：〔学生支援センター〕 受付：月曜日～金曜日 10：00～13：00 TEL.072-956-9956 email gakusei@shitennoji.ac.jp

保健所の連絡先



保健所管轄区域案内
(厚生労働省)